

平成26年(再イ)第4号

徳島県徳島市新浜町2丁目3番7号
再生債務者 矢野 浩一

- 1 決議に付する再生計画案 平成26年5月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 平成26年7月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 平成26年7月15日まで

平成26年6月17日 徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成25年(再イ)第52号

岡山市北区西長瀬1218番地3
再生債務者 難波 益雄

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

平成26年6月17日 岡山地方裁判所第3民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成25年(再口)第4号

新潟県新発田市上今泉甲229番地
再生債務者 坂場 安雄

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成26年5月12日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成26年7月8日まで

平成26年6月17日 新潟地方裁判所新発田支部

平成25年(再口)第1号

山梨県上野原市鶴島3270番地17
再生債務者 山上 勝久

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成26年6月16日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成26年7月8日まで

平成26年6月16日 甲府地方裁判所都留支部民事係

平成26年(再口)第3号

埼玉県狭山市大字東三ツ木5番地の25
再生債務者 佐野徳次郎

- 1 意見聴取に付する再生計画案 平成26年5月23日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 平成26年7月17日まで

平成26年6月16日 さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成25年(再口)第11号

福岡市早良区高取1丁目2番21-402号
再生債務者 牧野 昭広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成26年6月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年6月9日 福岡地方裁判所第4民事部

平成25年(再口)第4号

山梨県南アルプス市上八田610番地2
再生債務者 小野 敏喜

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成26年6月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年6月16日 甲府地方裁判所民事部破産係

平成25年(再口)第2号

熊本県八代郡氷川町宮原300番地7
再生債務者 堀江 美紀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成26年6月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年6月16日 熊本地方裁判所八代支部

平成26年(再口)第10003号

東京都北区滝野川4-17-4
再生債務者 岩倉 淳一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成26年5月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年6月13日 東京地方裁判所民事第20部

平成25年(再口)第51号

大阪府守口市八雲中町1丁目6番5号
再生債務者 前田 朋也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成26年6月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年6月16日 大阪地方裁判所第6民事部

平成26年(再口)第1号

さいたま市桜区山久保2丁目16番1号308
再生債務者 松田 敏弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成26年6月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年6月17日 さいたま地方裁判所第3民事部

会社その他の公告

合併公告

左記連合会は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総会の承認決議は平成二十六年六月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年六月二十五日

東京都中央区日本橋浜町二丁目一一番一号

(甲) 全日本火災共済協同組合連合会

会長 川瀬 重雄

東京都中央区日本橋浜町二丁目一番一号

(乙) 全国中小企業共済協同組合連合会

会長 川瀬 重雄

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.cocokarafine.co.jp/healthcare>

(乙) <http://www.kojido.co.jp>

平成二十六年六月二十五日

横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号

(甲) 株式会社ココカラファインヘルス

代表取締役 石橋 一郎

東京都世田谷区赤堤三丁目三番五号

(乙) 株式会社光慈堂

代表取締役 渡邊 明

合併公告

左記会社は合併して申は及び丙の権利義務全部を承継して存続して及び丙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 宮報

掲載の日付 平成二十六年六月四日

掲載頁 五十頁(号外第一二四号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

(丙) 計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月二十五日

愛知県豊川市諏訪三丁目六二番地

(甲) 株式会社諏訪園

代表取締役 伊藤 佳代

愛知県豊川市諏訪三丁目六二番地

(乙) 有限会社キヌム

代表取締役 伊藤 佳代

愛知県豊川市諏訪三丁目六二番地

(丙) タチバナ産業有限会社

代表取締役 伊藤 佳代

合併公告

左記組合は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することいたしましたので公告します。

合併の効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年六月二十五日

和歌山県和歌山市駿河町一六番地

(甲) 和歌山県火災共済協同組合

代表理事 北浦 性次

和歌山県和歌山市駿河町一六番地

(乙) 和歌山県中小企業共済協同組合

代表理事 北浦 性次